

医療法人制度を巡る 最近の規制改革の指摘①

◇「医療先進国ニッポン」を目指して

- 一 医療改革のビジョンと医療サービス提供体制の改革一
(2004年4月 社団法人 経済同友会) 〈参考5〉

▽改革のプロセス

プロセスⅠ

- 施設の充実や高度医療機器の導入などのための医療法人への出資を促進するとともに、迅速な経営意思決定を可能とする環境を整えるため、医療法人の社員総会における出資持分に応じた議決権の行使を可能とする。(医療法第68条の改正)
- 非営利の原則・条件を明確化した上で、これを満たした医療法人に対しては、学校法人等と同様の税制優遇を認める。

プロセスⅡ

- 非営利の原則・条件を満たさない「出資持分のある医療法人」については、出資持分に対する配当を認める。
- 合わせて、複雑化した現行の医療法人制度を整理・再編する。
(注 現在、医療法では、「出資持分のある医療法人社団」、「出資持分のない医療法人社団」、「医療法人財団」、「特別医療法人」という4種類が定められている。この他に租税特別措置法による「特定医療法人」もある。)

プロセスⅢ

- 営利法人による医療機関設置を解禁する。